

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢社会がますます進展するなかで、障害*者人口は増加傾向にあり、障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化が進んでいます。また、個人の価値観や生活様式が多様化し、家族関係や地域社会が大きく変化する中で、障害のある人の意識も変化しており、地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

国においては、平成7年に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が14年度に最終年度を迎え、新たに「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が14年12月に策定されました。その中では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざすこととしています。

愛知県においては、「あいち8か年福祉戦略（愛フルプラン）」に代わる新しい計画として、平成13年に「21世紀あいち福祉ビジョン」が策定されました。これは、県民一人ひとりが自立し、自己実現をめざし、みんなで支え、支援していく社会にするための総合的な計画としています。

本市においては、平成9年度に「春日井市障害者計画」を策定し、「完全参加と平等」および「権利擁護（アドボカシー）」、「バリアフリー」の実現をめざし、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を基本理念とし、障害のある人の「自立生活の促進」、「社会経済活動への参加促進」、「ライフステージに対応した施策の推進」、「多様化するニーズに対応した施策の推進」、「社会資源の整備、充実」を目標として、各種障害者施策を推進してまいりました。

一方で、平成11年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正により、14年4月から、精神障害者の保健福祉事務の一部が県から市に移譲され、市が福祉的な支援の中核となり、在宅支援も一体的に実施することになりました。

平成12年には「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、15年4月から障害のある人の福祉サービスが、自らの選択と決定によりサービスを利用する「支援費制度」へと移行しました。

また、高齢者や障害のある人が社会活動に参加しやすいまちづくりを推進するという観点から、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称 交通バリアフリー法）」が施行され、15年には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称 ハートビル法）」の改正法が施行され、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。

さらに、障害のある人の権利擁護等を進め、自立と社会参加を高めるため、障害者基本法の改正が検討されています。

このように障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、現計画の中間年度にあたり、計画の見直しを行いました。

【「障害」の表記について】

障害の「害」の字には、否定的な意味があり、好ましくないという意見があり、他の自治体においては、「害」の字をひらがなにして「障がいのある人」「障がい者」と表記するようにしているところがあります。

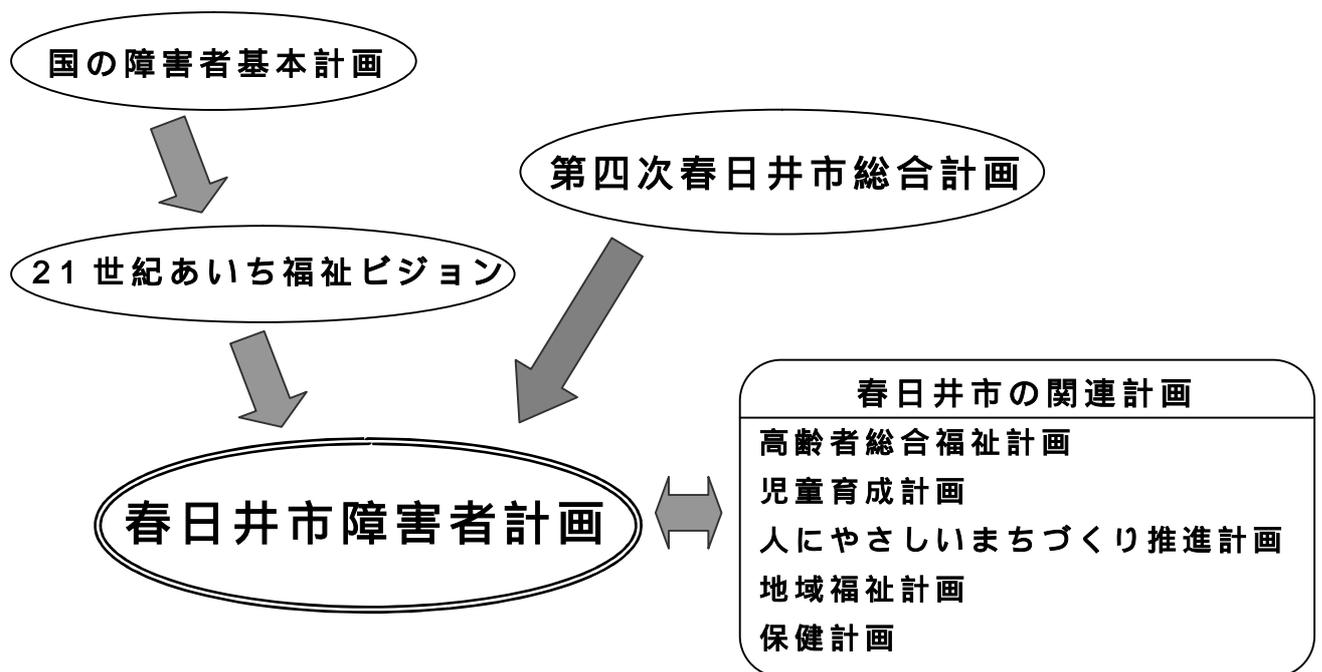
こうした取り扱いについて、障害者計画策定委員会で検討しましたが、障害に関する啓発の契機にできるというような声と、「表記だけ変えても…」という声があり、推移を見守ることとしました。

2 計画の性格、対象、期間

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第7条の2第3項に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」に基づくものであり、計画内容については、国の「障害者基本計画」や県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を踏まえるとともに、市の上位計画である「第四次春日井市総合計画」をはじめ、「春日井市高齢者総合福祉計画」や「春日井市児童育成計画」などの関連する計画との整合性を図っています。

〔 計画の位置付け 〕



(2) 計画の対象

この計画の対象範囲は、障害者基本法の理念に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者および難病患者などとします。このため、サービスの利用対象者は、各種手帳制度の認定による障害のある人だけでなく、より幅広く障害のある人を対象とします。

(3) 計画の期間

本計画は、平成16年度を始期とし、25年度を終期とする10年間の計画とします。

なお、本計画の中間年次にあたる平成20年度を当面目標とし、社会情勢の変化や障害者施策の動向等を踏まえて計画を見直します。

【計画の説明】

障害者基本計画 平成15年(2002年)12月策定

国の策定した障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことを基本的な考え方とした今後10年間の障害者施策に関する基本的な計画。

21世紀あいち福祉ビジョン 平成13年(2001年)3月策定

愛知県の福祉の進むべき方向について「自立と自己実現を支える福祉」を基本目標とし、児童、障害者、高齢者などの福祉分野を統合した総合的な福祉計画。

第四次春日井市総合計画 平成11年(1999年)3月策定

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、それぞれの時代に直面する課題を踏まえて、市の将来像を描きだすとともに、多岐にわたる各種の施策を総合的に体系化した本市の最上位の計画。

第2次春日井市高齢者総合福祉計画 平成15年(2003年)3月策定

世代を超えてと共にふれあい、共に支え合うまちをめざした「ともに支える『福祉文化の創造』」を基本目標とした高齢者の保健、福祉に関する老人保健計画、と介護保健事業計画を合わせた計画。

春日井市児童育成計画(げんきっ子プラン・春日井)改訂版

平成14年(2002年)3月策定

「明るく生き生きとした、笑顔あふれる、子育て支援社会の実現」を目標とする、子どもの出生前後から児童期を包括した子育て支援計画。

春日井市人にやさしいまちづくり推進計画 平成8年(1996年)3月策定

高齢者、障害者等の社会参加を推進し、安全で快適な生活ができるバリアフリーのまちづくりを推進するための幅広い環境整備を進める計画

春日井市地域福祉計画 平成9年(1997年)3月策定

地域の自主的な福祉活動を促すとともに、児童、障害者、高齢者などの施策を総合的に推進するための指針

春日井市保健計画 平成11年(1999年)3月策定

基本理念「健康でこころ豊かな生活」をめざして、生涯にわたる一貫したきめ細やかな健康づくり事業を推進するための地域保健に係る基本計画。